

## 随意契約一覧表

	契約日	件名	契約金額(税込) (単位:円)	担当所属名	契約の相手方の名称	根拠法令
001	平成30年04月01日	定期健康診断(雇入時健康診断を含む。)委託	予定 総額 29,968,028	消防局総務部人事課	一般財団法人京都工場保健会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
002	平成30年04月01日	消防局人事給与システム保守管理委託	11,441,520	消防局総務部人事課	日本電気株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
003	平成30年09月03日	消防局人事給与システム改修	49,464,000	消防局総務部人事課	日本電気株式会社	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号
004	平成30年05月01日	京都市市民防災センター1階地震体験施設の整備委託	34,992,000	消防局総務部施設課	株式会社乃村工藝社	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号
005	平成30年09月19日	南消防署外壁緊急点検委託	8,942,400	消防局総務部施設課	株式会社ミラノ工務店	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号
006	平成30年05月31日	回転翼航空(AS365N3・JA911A)用部品(エンジン)	240,192,000	消防局総務部施設課	日本エアロスペース株式会社	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号
007	平成30年06月11日	回転翼航空機AS365N3(JA02FD:あたご)耐空証明検査前整備	27,461,160	消防局総務部施設課	エアバス・ヘリコプターズ・ジャパン株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
008	平成30年08月01日	回転翼航空機AS365N3(JA02FD:あたご)耐空証明検査前整備(追加整備)	11,333,520	消防局総務部施設課	エアバス・ヘリコプターズ・ジャパン株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号
009	平成30年08月01日	操縦士技能証明の限定変更に係る飛行訓練委託	5,338,440	消防局総務部施設課	エアバス・ヘリコプターズ・ジャパン株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
010	平成30年09月19日	(契約)回転翼航空機AS365N3(JA911Aひえい)耐空証明検査前整備(基本整備以外の整備)	11,372,400	消防局総務部施設課	エアバス・ヘリコプターズ・ジャパン株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
011	平成30年4月1日	消防救急デジタル無線システム保守業務委託(平成30年度分)	54,394,416	消防局警防部情報指令課	日本電気株式会社	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号
012	平成30年4月1日	災害映像伝送システム保守業務委託(平成30年度)	42,434,334	消防局警防部情報指令課	日本電気株式会社	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号
013	平成30年4月1日	消防車両車載端末装置保守業務委託(平成30年度)	18,921,600	消防局警防部情報指令課	日本電気株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
014	平成30年4月1日	消防業務システム保守業務委託(平成30年度)	21,633,696	消防局警防部情報指令課	株式会社DTS WEST	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
015	平成30年4月1日	消防指令システム保守業務委託(平成30年度)	94,413,600	消防局警防部情報指令課	株式会社日立製作所	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号

## 随意契約一覧表

	契約日	件名	契約金額(税込) (単位:円)	担当所属名	契約の相手方の名称	根拠法令
016	平成30年6月6日	災害映像伝送システム非常用電源設備の分解整備業務委託	20,202,480	消防局警防部情報指令課	日本電気株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
017	平成30年7月19日	消防業務システム(改元対応)改修業務委託	19,634,400	消防局警防部情報指令課	株式会社DTS WEST	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
018	平成30年9月6日	多メディア一斉配信システム改修業務委託	18,592,200	消防局警防部情報指令課	株式会社DTS WEST	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
019	平成30年9月10日	上鳥羽消防出張所整備に伴う消防指令システム機器移設等業務委託	9,309,600	消防局警防部情報指令課	株式会社日立製作所	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
020	平成30年04月01日	救急救命士等に対する医師の指示に関する業務について	51,418,800	警防部救急課	一般社団法人京都府医師会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
021	平成30年04月02日	消防学校調理業務委託(平成30年度前期)	8,100,000	消防局消防学校教育管理課	富士産業株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号
022	平成30年08月02日	救急救命士養成事業に関する委託	18,294,120	消防局消防学校技術指導課	一般社団法人京都府医師会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
023	平成30年04月19日	小型はしご自動車の分解点検について(京都800は1176)	17,947,440	消防局消防学校支援課	株式会社モリタテクノス	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
024	平成30年05月14日	大型はしご自動車の分解点検について(京都800は・971)	29,826,360	消防局消防学校支援課	株式会社モリタテクノス	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
025	平成30年07月10日	屈折はしご自動車分解点検(京都800は・666)	23,760,000	消防局消防学校支援課	日本機械工業株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
026	平成30年04月27日	自動車運転免許取得までの講習委託	予定総額 5,065,470	消防局消防学校支援課	株式会社デルタ自動車教習所	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
定期健康診断（雇入時健康診断を含む。）委託
- 2 担当所属名  
消防局総務部人事課
- 3 契約締結日  
平成30年4月1日
- 4 履行期間  
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市中京区西ノ京北壺井町67番地  
一般財団法人京都工場保健会
- 6 契約金額（税込み）  
（予定総額）29,968,028円
- 7 契約内容  
労働安全衛生法第66条の規定に基づく健康診断業務
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
  - (1) 委託業務の概要と契約の範囲等  
消防職員の健康管理業務について、産業医を中心に各種健康診断等を連携させ、日常の健康管理を始め、消防業務の特性から発生する突発的な健康被害に対応できる体制を構築する。  
よって、次の業務を一括して契約し、同一の者が実施することで、各業務によって得られる職場の安全衛生に関する情報を連携させ、当局の安全衛生管理を総合的に推進する。  
ア 産業医  
次の事項を実施する。  
(ア) 労働安全衛生規則第14条第1項の規定等に基づく事項
    - a 健康診断及び面接指導等の実施並びにこれらの結果に基づく労働者の健康を保持するための措置に関すること。
    - b 作業の環境の維持管理に関すること。
    - c 作業の管理に関すること。
    - d 上記3項のほか、労働者の健康管理に関すること。
    - e 健康教育、健康相談その他労働者の健康の保持増進を図るための措置に関すること。
    - f 衛生教育に関すること。
    - g 労働者の健康障害の原因の調査及び再発防止のための措置に関すること。(イ) その他当局安全衛生施策に関する助言及び提言

## イ 健康・生活状況調査

問診票の回答と健康診断結果を基に健康・生活状況の分析を行い、職員一人ひとりの健康状況、生活状況に合わせた、適切な健康情報や疾病予防策を個人ごとに提供する。

## ウ 各種健康診断等の実施

- (ア) 定期健康診断（雇入時健康診断を含む。）
- (イ) 特別健康診断（特定化学物質取扱者健康診断，有機溶剤取扱者健康診断等）
- (ウ) 随時健康診断（結核感染検査等）  
結核患者を搬送し感染危険が高い職員に対する必要な検査等
- (エ) 汚染等が疑われる血液暴露がある場合に行う血液検査
- (オ) B型肝炎ワクチン接種に伴う血液検査
- (カ) アスベスト等健診
- (キ) その他の消防業務に起因する健康障害防止に必要な検査
- (ク) 医師等による心理的な負担の程度を把握するための検査（ストレスチェック）
- (ケ) 心的外傷後ストレス障害（PTSD）等の心理カウンセリング等
- (コ) PTSDその他の心理的ストレスによる心身症対策

## (2) 一括契約する理由

### ア 健康診断と精密検査等各種健康診断の一括化

健康管理は、それぞれの職業・業務の特性に応じたものでなければならない。また、消防職員の健診は業務の特性から様々な健診に対応できる健診機関でなければならない。

消防職員は、火災現場活動等からアスベストやダイオキシンなどの有害物質の吸引による被害や感染性疾患患者を搬送したことによる感染被害、また悲惨な災害現場で活動することにより起こる心的外傷後ストレス障害（PTSD）などの心理的被害を受ける可能性があり、日常その危険にさらされている。

こうした災害による健康障害を予防し、また最小限にとどめるためには、アスベスト健診等、随時の必要に応じた健診や心理カウンセリング等を直ちに実施し、その判定に当たってもこれらの健康被害からくる僅かな兆候を見逃さないため、長期にわたる定期健康診断結果と比較して心身の状況が判断されることが重要である。

このため、随時健康診断等は定期健康診断と不可分のものとして一括して同一健診機関に委託し、実施する必要がある。

### イ 産業医と健康診断の一括化

産業医がその業務を的確に実施するためには、自らが信頼できる方法によって得られた健康診断結果等でなければ、有効な指導は実施できない。

診断結果を効果的に活用していくためには、深夜業務を有する交替制勤務を主体とする勤務形態その他の消防業務の特殊性を十分に理解した者が健診業務（医師の問診及び健診データの判定等）に当たらなければ、現場活動での有害物質の吸引やストレスから起こる健康被害等が正確に判定できず、的確な健康管理が行えないこととなる。

そのため、消防の業務内容を理解し、十分な指導経験を有する産業医が所属している健診機関に健診業務を委託する必要がある。産業医が検診医に直接指導できる体制が確保されていなければならない。

また、突発的な災害により感染症、PTSD等の発生が考えられる場合、これらについては初期対応が非常に重要で対応が遅れると職員の生命等に関わることから、産業医の指示の下、職員の過去の健診結果等を踏まえた療養計画を作成して検査や治療を実施し、健康障害を最小限にとどめる必要がある。

以上のことから、消防職員の健康管理は、消防業務を熟知した産業医の指示の下、その要求に的確に対応できる健診機関でなければ効果的な健康管理は実施できないことから、産業医と健診機関は一括で委託する必要がある。

### (3) 随意契約理由

職員の更なる健康の増進や快適な職場環境の形成のためには、健康管理の中心となる産業医の果たす役割が極めて重要である。産業医の資格を有する医師であっても、その安全衛生に関する識見やアイデアの豊富さ、熱意には個人差が大きく、より高い水準で、かつ効率的な職場の安全衛生管理を推進していくためには、識見やアイデアが豊富で熱意に富み、かつ、消防業務の特殊性に精通した実行力のある産業医を選任することが必要であるため、価格競争である競争入札には適さない。

また、選任については、産業医個人の有する能力で比較することが必要となるため、契約内容の履行に必要な能力を比較するプロポーザルや、企画した成果物の良否を比較検討するコンペについては、医師である産業医が自ら参加することは考えにくく、プロポーザルやコンペの方法で選任することもなじまない。

## 9 根拠法令

- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

## 10 契約の相手方の選定理由

次の理由から産業医として山田親久及びその補佐として宮川昌也を選任し、健診機関として両名が所属する（一財）京都工場保健会を選定する。

### (1) 産業医の選任理由

消防職員の健康管理については、悲惨な災害現場活動により受ける惨事ストレスの対策が重要となるが、次のとおり、惨事ストレス対策に有用な情報と知識を有する者は、現在のところ山田医師のみであって、他の医師を選任した場合は、改めて必要な情報を収集し、経験と実績を積み十分な理解を得るまでに相当の期間を要することとなり、その間、惨事ストレス対策の必要が生じても有効に対応することができないこととなる。

#### ア 惨事ストレスに必要な情報等

惨事ストレスの対応については、カウンセリング等は対象者の勤務実態、健康状況、実際にストレスの原因となる災害現場活動について分析し、その実情を十分に理解した上で実施しなければ効果が期待できない。そのため、消防業務をよく理解し、惨事ストレス対策に精通した産業医が医師及び臨床心理士に対し、医学的に有用な情報を整理した上で提供し、カウンセリング等の対策が効果を得られるようにすることが重要となる。

#### イ 惨事ストレス対策の可能な医師が希少であること

惨事ストレスに対応できる医師は全国的にも非常に少ない状況であって、全国の各消防本部でもその手法について模索を続けているのが実情である。

#### ウ 選任する医師の能力等

山田医師は25年以上継続して当局産業医に選任しており、当局職員の勤務実態、災害現場活動について詳細に理解しており、惨事ストレス対策に必要な情報等を有している。

また、ストレス対策の実績として、これまで、当局において、予防策として職場教育の充実、発生時の対応のためのカウンセリング等の体制の充実を図るよう当局に対する指導を行ってき

ている。

さらに、近年においては、ニュージーランド地震や東日本大震災に出動した隊員に対して、面談等を実施し、積極的に情報収集を図り、カウンセリングを実施する医師及び臨床心理士に対して的確な情報提供を行い、効果を上げている。また、過去にも台湾大地震やアルジェリア大地震等で海外へ派遣された国際緊急援助隊員に、帰国後の健康診断と併せて実施したカウンセリングや火災現場で逃げ遅れた市民の救出活動中に消防隊員が重傷を負った事案で、他の出動隊員に対して実施したPTSD対策において、的確に対応した実績を有している。

#### エ 他の産業医との比較

当局の健診機関としては、勤務時間中の健診の利便性を図るため、市内に健診施設を有することが条件となるが、市内に健診施設を有する他の健診機関に属する産業医の中には、同等の情報を有する者はない。その他の健診機関に属さない医師についても当局の勤務実態等について詳細に理解する機会を得た医師はない。

### (2) 健康診断実施機関の選定

健診機関については、消防業務の特殊性を十分に理解した産業医の意見や方針を最も忠実かつ迅速に職員の健康診断に反映させるため、産業医の属する機関とするべきであるが、選任する医師が所属する（一財）京都工場保健会は次のとおり、健診機関として精度管理等においても選定すべき理由がある。

#### ア 多様な健診に対応

消防職員は、火災・救急現場においてアスベストや感染症等、視認できない危険や消防業務の特殊性からくる惨事ストレスを受ける危険に日常的にさらされている。そのため、突発的な検査に対応でき、かつ、その結果と併せて心身の状況を判断するため必要となる過去の健診情報（胸部X線フィルムその他の健診データ）が管理されていることに加え、PTSD対策やその他の心理的ストレスからくる心身症対策が実施できることが条件となるが、（一財）京都工場保健会はこれらの条件を満たし、消防業務の特殊性に応じて身体面及び精神面の双方に迅速な対応ができる健診機関である。

#### イ 良好な精度管理

（一財）京都工場保健会は、公益社団法人全国労働衛生団体連合会が実施している、健診機関の設備・機器、人的体制、健診技術、データ管理、健診後のフォローアップの状況、各種規程などの整備等の健診機能を総合的に評価し、優良な施設を認定する「労働衛生サービス機能評価事業」の認定を受けている。京都府内では、（一財）京都工場保健会を含む3施設のみが認定されている。

また、公益社団法人全国労働衛生団体連合会が実施している、健康診断で行われる各種検査の精度が高いものとなるよう健診機関における検査技術を審査・評価する「総合精度管理事業」においても、（一財）京都工場保健会は高い評価を受けている。

#### ウ 機動性及び職員の利便性

市内各所に多数の職員を抱え、また、勤務体系が三部制で災害出動に備えるため、健診車により各署所への巡回健診（年2回、春及び秋にそれぞれ3週間で40回以上）によって健康診断を実施しているが、一定の期間内にこれを実施するためには相当数の健診車を保有していることが条件となる。

また、災害出動等のため途中で受診できなかった職員の追加健診のため、市内に診療所を有していることが不可欠である。これらの条件を満たしているのは（一財）京都工場保健会のみである。

## エ 個人情報の管理

機微な情報である職員の健康情報については、取扱いについて細心の注意が求められるが、(一財)京都工場保健会は、健診機関としては全国で初めて、一般財団法人日本情報経済社会推進協会が運営する「情報セキュリティマネジメントシステム (ISMS)」を認証取得し、ISO 27001の認定を受けており、情報管理に関して積極的に取り組んでいる。

## 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
消防局人事給与システム保守管理委託
- 2 担当所属名  
消防局総務部人事課
- 3 契約締結日  
平成30年4月1日
- 4 履行期間  
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
消防局人事給与システム保守管理委託業務コンソーシアム  
京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8 京都三井ビルディング  
日本電気株式会社
- 6 契約金額（税込み）  
11,441,520円
- 7 契約内容  
人事給与パッケージシステム、システム機器及びソフトウェアの保守管理を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
当該システムは、日本電気株式会社が本市との綿密な協議を重ねて開発したものであり、本システムについて新たに開発された部分に関する著作権は本市に帰属しているが、本システムに含まれる一部のプログラムプロダクト（プログラムの部品）については、同社が著作権を持っており、本市は使用権のみを与えられている。これらのプログラムプロダクトの中には、データ変換等システムの稼動に必要なツール、サーバ運用に必要なツール及び端末側における処理に必要なツールが含まれており、本システムの保守管理に際していずれも必要となるものである。これらについて、システムを開発した日本電気株式会社が排他的権利として有しており、第三者への使用権の譲渡及び賃借を認めていないことから、同社以外が既存の機能を損なうことなく維持・保守を行うことができないため、他者との競争が成立せず、競争入札に適さないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、同社が有する著作権を共有するメンバーで構成されたコンソーシアムと随意契約を締結する。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり
- 11 その他



## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
消防局人事給与システム改修
- 2 担当所属名  
消防局総務部人事課
- 3 契約締結日  
平成30年9月3日
- 4 履行期間  
平成31年3月29日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
平成30年度消防局人事給与システム改修委託業務コンソーシアム  
京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8 京都三井ビルディング  
日本電気株式会社
- 6 契約金額（税込み）  
49,464,000円
- 7 契約内容  
サーバのハードウェア、OS及び端末のOSの改修委託
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
本システムは、日本電気株式会社が本市との綿密な協議を重ねて開発したものであり、本システムについて新たに開発された部分に関する著作権は本市に帰属しているが、本システムに含まれる一部のプログラムプロダクト（プログラムの部品）については、同社が著作権を持っており、本市は使用権のみを与えられている。これらについて、システムを開発した日本電気株式会社が排他的権利として有しており、第三者への使用権の譲渡及び賃借を認めていないことから、同社以外が既存の機能を損なうことなく改修を行うことができないため、他者との競争が成立せず、競争入札に適さないため、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十一条第一項第一号の規定に基づき、同社を代表とし、同社が有する著作権を共有するメンバーで構成されたコンソーシアムと随意契約を締結する。
- 9 根拠法令  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号  
地方自治法施行令第167条の2第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
京都市市民防災センター 1 階地震体験施設の整備委託
- 2 担当所属名  
消防局総務部施設課
- 3 契約締結日  
平成 3 0 年 5 月 1 日
- 4 履行期間  
契約の日の翌日から平成 3 0 年 7 月 3 1 日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
東京都港区台場 2 丁目 3 番 4 号  
株式会社乃村工藝社
- 6 契約金額（税込み）  
3 4, 9 9 2, 0 0 0 円
- 7 契約内容  
防災センター 1 階に設置されている地震体験室及び同室前室の老朽化に伴う起振装置の部品交換及びオーバーホール
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
京都市市民防災センターの各体験施設は、株式会社乃村工藝社が独自にシステム開発・製作したもので、これら装置の意匠及び制御プログラムに関する権利は同社が有している。当該施設の機器変更等に伴うプログラム更新については、これらの権利を有する上記業者以外の者では行うことができないため。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 1 1 条第 1 項第 1 号  
 地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記 8 のとおり
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
南消防署外壁緊急点検委託
- 2 担当所属名  
消防局総務部施設課
- 3 契約締結日  
平成30年9月19日
- 4 履行期間  
契約の日の翌日から平成30年12月28日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市中京区夷川通河原町東入鉾田町310  
株式会社ミラノ工務店
- 6 契約金額（税込み）  
8,942,400円
- 7 契約内容  
南消防署外壁材の一部が台風21号により落下し、二次災害の防止及び安全管理上支障が生じているため、緊急に同消防署外壁の安全確認及び点検を実施するもの。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
南消防署外壁材の一部が台風21号により落下し、二次災害防止及び安全管理上の観点から、緊急に同消防署外壁の安全確認及び点検を実施するよう委託するものである。同外壁を放置しておくと、地震及び台風等によりさらに被害が拡大するおそれがあるため、緊急に対策するもの。  
複数の業者から見積りをとった結果、株式会社ミラノ工務店と契約を締結するもの。
- 9 根拠法令  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
地方自治法施行令第167条の2第1項第5号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
回転翼航空機（AS365N3・JA911A）用部品（エンジン）
- 2 担当所属名  
消防局総務部施設課
- 3 契約締結日  
平成30年5月31日
- 4 履行期間  
契約日の翌日から平成30年10月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
東京都港区南青山一丁目1番1号  
日本エアロスペース株式会社
- 6 契約金額（税込み）  
240,192,000円
- 7 契約内容  
回転翼航空機用部品（エンジン）の物件供給契約
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
航空法において「航空機は、有効な耐空証明を受けているものでなければ、航空の用に供してはならない」と規定されている。この耐空証明を維持するためには、航空機整備マニュアルに定められた期間及び手順に従い点検整備を実施する必要があり、定時点検整備による交換部品や不具合発生により交換の必要が生じた部品についても、製造者が定める部品を使用しなければならない。当局のヘリコプターのエンジンは、仏国サフラン・ヘリコプター・エンジンズ社製のものである。日本エアロスペース株式会社は、サフラン・ヘリコプター・エンジンズ社製エンジン及びエンジン部品を日本国内で購入することができる唯一の輸入販売代理店であることから、日本エアロスペース株式会社を選定するものである。
- 9 根拠法令  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号  
地方自治法施行令第167条の2第1項第1号
- 10 契約の相手方の選定理由  
契約業者のみが条件を満たすため（上記8のとおり）
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
回転翼航空機AS365N3（JA02FD：あたご）耐空証明検査前整備
- 2 担当所属名  
消防局総務部施設課
- 3 契約締結日  
平成30年6月11日
- 4 履行期間  
契約日の翌日から平成30年8月22日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
東京都港区六本木六丁目10番1号  
エアバス・ヘリコプターズ・ジャパン株式会社 官庁営業部
- 6 契約金額（税込み）  
27,461,160円
- 7 契約内容  
回転翼航空機の耐空証明検査前整備
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
航空機の整備を業務として行うには、航空法第20条の規定による国土交通大臣の認定を受けた事業所であること及び航空機製造事業法第2条の2の規定による経済産業大臣の許可を受けた事業場であることが必要である。  
エアバス・ヘリコプターズ・ジャパン株式会社は上記要件を満たす事業場であり、かつフランス国エアバス・ヘリコプターズ社（当市運航のヘリコプターの製造者）が認定する近畿地区における唯一の整備工場であるため、当該事業場での整備等の実施が可能であり、耐空証明検査を受検するまでの整備工期が短縮できる。また、京都消防ヘリポートから最も近い認定事業場であることから、整備完了後に発生した不具合についても、当該事業場に所属する航空整備士を早急に派遣させ、故障探求等必要な処置をとらせることができるため、ヘリコプターの運航不能期間を短縮することにつながる。  
加えて、エアバス・ヘリコプターズ・ジャパン株式会社は、フランス国エアバス・ヘリコプターズ社の日本国内における販売等代理店であることから、整備期間及び整備経費等の面において当局にとって有益である。  
以上のことから、エアバス・ヘリコプターズ・ジャパン株式会社を選定するものである。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
契約業者のみが条件を満たすため（上記8のとおり）
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
回転翼航空機AS365N3 (JA02FD:あたご) 耐空証明検査前整備(追加整備)
- 2 担当所属名  
消防局総務部施設課
- 3 契約締結日  
平成30年8月1日
- 4 履行期間  
平成30年8月22日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
東京都港区六本木六丁目10番1号  
エアバス・ヘリコプターズ・ジャパン株式会社 官庁営業部
- 6 契約金額(税込み)  
11,333,520円
- 7 契約内容  
回転翼航空機の耐空証明検査前整備
- 8 随意契約の理由(変更契約の場合は変更理由)  
耐空証明検査を受検するにあたり、6月14日からフランス国エアバス社から認定を受けている上記業者で検査前整備を実施していたところ、複数箇所の不具合が認められた。  
不具合箇所を修繕しなければ、耐空証明を取得することができず、飛行不能となり、業務に著しい支障が生じるため、緊急に修繕する必要があるもの。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第5号
- 10 契約の相手方の選定理由  
契約業者のみが条件を満たすため(上記8のとおり)
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
操縦士技能証明の限定変更に係る飛行訓練委託
- 2 担当所属名  
消防局総務部施設課
- 3 契約締結日  
平成30年8月1日
- 4 履行期間  
契約日の翌日から平成31年3月29日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
東京都港区六本木六丁目10番1号  
エアバス・ヘリコプターズ・ジャパン株式会社 官庁営業部
- 6 契約金額（税込み）  
5,338,440円
- 7 契約内容  
回転翼航空機の限定変更に係る飛行訓練委託
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
エアバス・ヘリコプターズ・ジャパン株式会社は、当局の保有するヘリコプターの製造者であるエアバスヘリコプターズ社の認定する教官が在籍する唯一の京都市の指名業者であるため。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
契約業者のみが条件を満たすため（上記8のとおり）
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
回転翼航空機AS365N3（JA911Aひえい）耐空証明検査前整備（基本整備以外の整備）
- 2 担当所属名  
消防局総務部施設課
- 3 契約締結日  
平成30年9月19日
- 4 履行期間  
契約日の翌日から平成30年11月16日（金）まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
東京都港区六本木六丁目10番1号  
エアバス・ヘリコプターズ・ジャパン株式会社 官庁営業部
- 6 契約金額（税込み）  
11,372,400円
- 7 契約内容  
回転翼航空機の耐空証明検査前整備
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
航空機の整備を業務として行うには、航空法第20条の規定による国土交通大臣の認定を受けた事業所であること及び航空機製造事業法第2条の2の規定による経済産業大臣の許可を受けた事業場であることが必要である。  
エアバス・ヘリコプターズ・ジャパン株式会社は上記要件を満たす事業場であり、かつフランス国エアバス・ヘリコプターズ社（当市運航のヘリコプターの製造者）が認定する近畿地区における唯一の整備工場であるため、当該事業場での整備等の実施が可能であり、耐空証明検査を受検するまでの整備工期が短縮できる。また、京都消防ヘリポートから最も近い認定事業場であることから、整備完了後に発生した不具合についても、当該事業場に所属する航空整備士を早急に派遣させ、故障探求等必要な処置をとらせることができるため、ヘリコプターの運航不能期間を短縮することにつながる。  
加えて、エアバス・ヘリコプターズ・ジャパン株式会社は、フランス国エアバス・ヘリコプターズ社の日本国内における販売等代理店であることから、整備期間及び整備経費等の面において当局にとって有益である。  
以上のことから、エアバス・ヘリコプターズ・ジャパン株式会社を選定するものである。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
契約業者のみが条件を満たすため（上記8のとおり）
- 11 その他



## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
消防救急デジタル無線システム保守業務委託（平成30年度）
- 2 担当所属名  
消防局警防部情報指令課
- 3 契約締結日  
平成30年4月1日
- 4 履行期間  
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8 京都三井ビルディング  
日本電気株式会社
- 6 契約金額（税込み）  
54,394,416円
- 7 契約内容  
消防救急デジタル無線システムについて、各無線局の点検の実施並びに障害発生時の対応ほか機能保全に関する保守業務を委託する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
消防救急デジタル無線システムは、全市的な災害現場通信を確保するために消防局本部庁舎に基幹設備を置き、各消防車両に設置する車載型無線装置や消防隊員が装備する携帯型無線装置等により相互に災害現場通信を行うためのシステムで、無線中継所を介したネットワークを構築している。  
本件は、当該システムの機能を維持するために、各装置の点検及び障害発生時における緊急障害対応等の保守業務を委託するものである。  
保守作業にあっては、各装置の構成及び非公開の技術情報などを把握し、認識していなければ不可能である。  
日本電気株式会社は本市の消防救急デジタル無線装置を設計し開発した納入業者で、機器構成及びシステム構成等の情報は排他的権利として同社が有し一般に公開していないことから、同社のみ履行可能である。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

日本電気株式会社は平成29年2月2日から平成31年1月29日まで独占禁止法違反行為により競争入札参加停止期間中であるが、上記8の理由により契約を締結する。

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
災害映像伝送システムの保守業務委託（平成30年度）
- 2 担当所属名  
消防局警防部情報指令課
- 3 契約締結日  
平成30年4月1日
- 4 履行期間  
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8 京都三井ビルディング  
日本電気株式会社
- 6 契約金額（税込み）  
42,434,334円
- 7 契約内容  
災害映像伝送システムの機能停止を未然に防止し性能を維持するために、定期点検及び障害発生時における緊急障害対応等の保守業務を業者に委託する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
災害映像伝送システムは、本市が設置している高所カメラの映像、ヘリコプターに搭載しているカメラの映像、自治体衛星通信機構の衛星経由の映像を受信し、あるいは大地震等で本市が被災した映像を総務省消防庁、京都府庁等に配信し、全国的な相互応援や情報共有を図るために構築したシステムである。  
本件は、当該システムの機能を維持するために、各装置の点検及び障害発生時における緊急障害対応等の保守業務を委託するものである。  
点検や修繕などの整備作業は、各装置の構成及び非公開の技術情報などを把握し、認識していなければ対応できない。  
日本電気株式会社は当該システムを設計し開発した納入業者で、そのハードウェア及び制御プログラム等については、排他的権利として同社が有し一般に公開していないことから、同社のみ履行可能である。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり

11 その他

日本電気株式会社は平成29年2月2日から平成31年1月29日まで独占禁止法違反行為により競争入札参加停止期間中であるが、上記8の理由により契約を締結する。

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
消防車両車載端末装置保守業務委託（平成30年度）
- 2 担当所属名  
消防局警防部情報指令課
- 3 契約締結日  
平成30年4月1日
- 4 履行期間  
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8 京都三井ビルディング  
日本電気株式会社
- 6 契約金額（税込み）  
18,921,600円
- 7 契約内容  
車載端末が有する機能及び電気通信等関係法令に定める基準値等の維持並びに設備機器の障害等による機能停止を未然に防止するために必要なハードウェア及びソフトウェアの機能点検，障害発生時における応急復旧等運用体制を確保するための調整及び修理等を委託する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
消防車両車載端末装置とは，消防車両（ポンプ車，はしご車，救急車等）に設置している車載端末装置本体と消防局本部に設置しているサーバ等から構成されており，消防指令システムからの出動指令等を車両に伝達するための装置である。車載端末装置本体の電子地図上には，災害点や消火栓等の情報や病院情報等が表示され，迅速な現場到着及び災害対応，病院搬送のために最も重要となる装置の一つである。  
本件は，消防車両車載端末装置の機能停止を未然に防止し，性能を維持するために必要な定期点検及び障害発生時等の緊急事態における応急復旧体制による保守業務を委託するものである。  
当該システムは日本電気株式会社が開発しており，そのハードウェア及び制御プログラム等については，排他的権利として同社が有し一般に公開していないことから，随意契約を行うものである。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

日本電気株式会社は平成29年2月2日から平成31年1月29日まで独占禁止法違反行為により競争入札参加停止期間中であるが、上記8の理由により契約を締結する。

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
消防業務システム保守業務委託（平成30年度）
- 2 担当所属名  
消防局警防部情報指令課
- 3 契約締結日  
平成30年4月1日
- 4 履行期間  
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市中京区新町通錦小路下る小結棚町444 ニッセン四条新町ビル  
株式会社DTS WEST
- 6 契約金額（税込み）  
21,633,696円
- 7 契約内容  
システムの障害等による機能停止を未然に防止するために必要なソフトウェアの機能点検，障害発生時における障害発生要因の調査，システム障害からの復旧及び平常時におけるシステム運用に関するサポートを行うものとする。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
当該業務は，現在運用している消防業務システムについて，システムの障害等による機能停止を未然に防止するために必要なシステムソフトウェアの機能点検，障害発生時における障害の発生要因の調査，システム障害からの復旧及び平常時におけるシステム運用に関するサポートを行い，消防業務システムの安定稼働を図るものである。  
消防業務システムソフトウェアは，株式会社DTS WESTが開発しており，そのプログラム及びデータベース構造等に関する技術情報については，株式会社DTS WESTが排他的権利を有しており，他の業者が改修，設定及び調整作業を行うことは不可能であるため。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり





## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
消防指令システム保守業務委託（平成30年度）
- 2 担当所属名  
消防局警防部情報指令課
- 3 契約締結日  
平成30年4月1日
- 4 履行期間  
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市下京区四条通烏丸東入長刀鉾町20番地  
株式会社 日立製作所 京都支店
- 6 契約金額（税込み）  
94,413,600円
- 7 契約内容  
消防指令システムについて、対象機器に対するハードウェア保守、システム障害時の機能復帰及びシステム運営の一部等の保守業務を委託し、当該システムの安定稼動を図るものである。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
当該システムは、24時間365日無停止が要求されるシステムであり、当該システムは株式会社日立製作所が設計、製作及び施工し、そのハードウェア及び制御プログラム等について、排他的権利として株式会社日立製作所が有し一般に公開していないことから、株式会社日立製作所以外には保守業務が行えないもので、契約の相手方が特定されているため。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
災害映像伝送システム非常用電源設備の分解整備業務委託
- 2 担当所属名  
消防局警防部情報指令課
- 3 契約締結日  
平成30年6月6日
- 4 履行期間  
平成30年10月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8 京都三井ビルディング  
日本電気株式会社
- 6 契約金額（税込み）  
20,202,480円
- 7 契約内容  
周山無線中継所に設置の非常用電源装置の分解整備を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
非常用電源設備は災害映像伝送システムの一部として、消防局本部庁舎においても始動や停止をさせるリモート制御や警報表示など、多重無線を介した独自の機能を構築しており、修繕はシステムの総合的な調整を行える業者でなければ対応できない。  
日本電気株式会社は災害映像伝送システムの保守業者・納入業者で、非常用電源設備の構造及び制御機能の技術情報等を把握し、同設備の技術情報は排他的権利として同社が有し一般に公開していないことから、同社のみ履行可能である。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり
- 11 その他  
日本電気株式会社は平成29年2月2日から平成31年1月29日まで独占禁止法違反行為により競争入札参加停止期間中であるが、上記8の理由により契約を締結する。

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
消防業務システム（改元対応）改修業務委託
- 2 担当所属名  
消防局警防部情報指令課
- 3 契約締結日  
平成30年7月20日
- 4 履行期間  
平成31年3月29日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市中京区新町通錦小路下る小結棚町444 京都四条新町ビル  
株式会社 D T S W E S T
- 6 契約金額（税込み）  
19,634,400円
- 7 契約内容  
平成31年度において、元号が変更されることから、消防業務システムにおける元号に関する機能について必要な改修を実施するもの。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
現在運用中の消防業務システムについて、元号が変更されることに伴い、元号が関係する機能等について、元号の新規追加、削除及び変更並びに西暦との紐付けによりメンテナンスが可能となるよう同システムを改修するものである。  
消防業務システムソフトウェアは、株式会社D T S W E S Tが開発しており、そのプログラム及びデータベース構造等に関する技術情報については、株式会社D T S W E S Tが排他的権利を有しており、他の業者が改修、設定及び調整作業を行うことは不可能である。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
多メディア一斉配信システム改修業務委託
- 2 担当所属名  
消防局警防部情報指令課
- 3 契約締結日  
平成30年9月6日
- 4 履行期間  
平成31年3月29日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市中京区新町通錦小路下る小結棚町444 京都四条新町ビル  
株式会社D T S W E S T
- 6 契約金額（税込み）  
18,592,200円
- 7 契約内容  
多メディア一斉配信システムについて、サーバ機器等の更新に伴い、必要な設定変更を実施すると共に、気象情報等の受信データをトリガとして、一斉配信が実施できるよう、当該システムを改修するもの。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
現在運用中の多メディア一斉配信システムについて、サーバ機器等の更新に伴い、必要な設定変更を実施すると共に、気象情報等の受信データをトリガとして、一斉配信が実施できるよう、当該システムを改修するもの。  
多メディア一斉配信システムソフトウェアは、株式会社D T S W E S Tが開発しており、そのプログラム及びデータベース構造等に関する技術情報については、株式会社D T S W E S Tが排他的権利を有しており、他の業者が改修、設定及び調整作業を行うことは不可能であるため。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり
- 11 その他



## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
上鳥羽消防出張所整備に伴う消防指令システム機器移設等業務委託
- 2 担当所属名  
消防局警防部情報指令課
- 3 契約締結日  
平成30年9月10日
- 4 履行期間  
平成30年10月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市下京区四条通烏丸東入長刀鉾町20番地  
株式会社 日立製作所 京都支店
- 6 契約金額（税込み）  
9,309,600円
- 7 契約内容  
上鳥羽消防出張所整備及び吉祥院消防出張所閉鎖に伴い、消防指令システム機器の移設等を実施するもの。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
現在、運用中の消防指令システムの著作権及び設定調整に関する技術情報は、同システムを開発及び納入した株式会社日立製作所のみが排他的権利として有しており、一般に公開していないことから、他の業者が移設及び接続調整業務を行うことは不可能である。  
従って、当該業務を履行することが可能な業者は株式会社日立製作所のみであることから、他社との競争が成立せず競争入札に適さないため。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
救急救命士等に対する医師の指示に関する業務について
- 2 担当所属名  
警防部救急課
- 3 契約締結日  
平成30年4月1日
- 4 履行期間  
平成30年3月31日から平成31年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市中京区西ノ京東梅尾町6番地  
一般社団法人京都府医師会
- 6 契約金額（税込み）  
51,418,800円
- 7 契約内容  
救急救命士等に対する医師の指示に関する業務
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
本業者のみが、京都府内で勤務、開業している医師を会員とし、統括するという特殊性を有しているため。
- 9 根拠法令  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
救急救命士等に対する医師の指示に関する業務を24時間365日体制で確保するには、京都府内で開業、勤務する救急医療に関する専門的知識を有した医師を会員としている一般社団法人京都府医師会を選定する以外にないため。
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
消防学校調理業務委託（平成30年度前期）
- 2 担当所属名  
消防局消防学校教育管理課
- 3 契約締結日  
平成30年4月2日
- 4 履行期間  
平成30年4月2日から平成30年9月30日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
東京都港区新橋五丁目3番7号  
富士産業株式会社
- 6 契約金額（税込み）  
8,100,000円
- 7 契約内容  
消防学校における初任教育，救急救命士養成課程及び専科教育等における受講者等の寮生活における食事提供のための調理業務委託
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
本契約について競争入札を実施した結果，入札参加業者が1社のみで，当該業者が落札したものの，契約締結前に同業者が倒産したことから，契約を締結することができなかつたもので，消防学校において初任教育生等の寮生活における食事提供を行うにあたり，再度入札執行に必要な期間を確保することが困難であったことから，緊急随意契約を結んだもの。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第 5 号
- 10 契約の相手方の選定理由  
富士産業株式会社他3社に見積りを依頼し，富士産業株式会社が最低額を提示したため，同社と契約を締結。  
なお，他の3社中，2社は見積りを辞退した。
- 11 その他



## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
救急救命士養成事業に関する委託
- 2 担当所属名  
消防局消防学校技術指導課
- 3 契約締結日  
平成30年8月2日
- 4 履行期間  
平成30年8月21日から平成31年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市中京区西ノ京東梅尾町6番地  
一般社団法人京都府医師会
- 6 契約金額（税込み）  
18,294,120円
- 7 契約内容  
救急救命士養成教育に関する事項のうち、医師及び看護師による講義、臨床実習を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
救急救命士法に基づいて実施する救急救命士養成教育には極めて専門的な内容の教育が必要であり、講義及び実習に必要な救急医療機関及び医師等を円滑に確保することができるのが一般社団法人京都府医師会のみであるため。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
小型はしご自動車の分解点検について（京都800は1176）
- 2 担当所属名  
消防局消防学校支援課
- 3 契約締結日  
平成30年4月19日
- 4 履行期間  
平成30年4月20日から平成30年8月10日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
兵庫県三田市テクノパーク32番地  
株式会社モリタテクノス 西日本営業部
- 6 契約金額（税込み）  
17,947,440円
- 7 契約内容  
小型はしご自動車の梯体部分、油圧駆動装置及び安全装置等の分解点検
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
特定の設計業者にしか実施できないもの。
- 9 根拠法令  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
当該車両の設計製造を担当した業者のメンテナンス部門の株式会社モリタテクノスに分解点検可能な業者は限定されるため。
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
大型はしご自動車の分解点検について（京都800は・971）
- 2 担当所属名  
消防局消防学校支援課
- 3 契約締結日  
平成30年5月14日
- 4 履行期間  
平成30年5月15日から平成30年11月9日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
兵庫県三田市テクノパーク32番地  
株式会社モリタテクノス 西日本営業部
- 6 契約金額（税込み）  
29,826,360円
- 7 契約内容  
大型はしご自動車の梯体部分、油圧駆動装置及び安全装置等の分解点検
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
特定の設計業者にしか実施できないため。
- 9 根拠法令  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
当該車両の設計製造を担当した業者のメンテナンス部門の株式会社モリタテクノスに分解点検可能な業者は限定されるため。
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
屈折はしご自動車分解点検（京都800は・666）
- 2 担当所属名  
消防局消防学校支援課
- 3 契約締結日  
平成30年7月10日
- 4 履行期間  
平成30年7月11日から平成31年2月28日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
大阪府中央区北久宝寺町2丁目2番13号  
日本機械工業株式会社 大阪営業所
- 6 契約金額（税込み）  
23,760,000円
- 7 契約内容  
屈折はしご自動車の梯体部分、油圧駆動装置及び安全装置等の分解点検
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
特定の設計業者にしか実施できないもの。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
当該車両を設計製造した日本機械工業株式会社に分解点検可能な業者は限定されるため。
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
自動車運転免許取得までの講習委託
- 2 担当所属名  
消防局消防学校支援課
- 3 契約締結日  
平成30年4月27日
- 4 履行期間  
平成30年4月28日から平成31年3月29日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市右京区西院安塚町6番地  
株式会社 デルタ自動車教習所
- 6 契約金額（税込み）  
（予定総額）5,065,470円
- 7 契約内容  
大型一種運転免許取得を目的とした運転者教育に係る一切の講習及び手続きの委託。ただし、自動車運転免許試験場での免許交付に必要な手続きを除く。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
京都市内で大型自動車運転免許を取得するには、次の2種類の方法がある。
  - (1) 一般財団法人京都府交通安全協会自動車練習場を利用  
一般財団法人京都府交通安全協会自動車練習場で、大型自動車の運転練習（時間単位のみ）実施し、練習後に、運転免許試験場で公安委員会が実施する運転免許試験を受験する。
  - (2) 京都府公安委員会指定の自動車教習所を利用  
入所から卒業まで一貫した大型自動車の運転教習が受講でき、一定の料金での合格保証があるため、確実に免許が取得できる。また、卒業後の運転免許試験は免除される。  
以上2種類の中で、定額で合格保証があり、一定期間内で確実に免許取得が可能な、「(2)京都府公安委員会指定の自動車教習所」を選定している。  
なお、京都市内では、特定の自動車教習所でしか実施できないもの。  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
京都市内の京都府公安委員会指定教習所で、大型自動車免許を取得できるのは、株式会社デルタ自動車教習所のみのため。
- 11 その他